

## 重複立候補者の 当選者は？(例)

ある政党は、小選挙区選挙に届け出た候補者のうちA、B、Cの三人を比例代表選挙の名簿にも登録しました(重複立候補)。

比例代表選挙の当選人となるべき順位は、第一位を甲とし、重複立候補者のA、B、Cを同一順位

の第二位とし、第五位を乙としました。

選挙の結果、小選挙区選挙でAが当選、B、Cは落選しました。落選したB、Cのそれぞれの小選挙区における得票数の最多得票者の得票に対する割合(惜敗率)はBが八〇パーセント、Cが九〇パーセントでした。

比例代表選挙では、この政党は二議席を獲得しました。



候補者(小選挙区)		
小選挙区名	氏名	当・落
…選挙区	A	当
…選挙区	B	落 惜敗率80%
…選挙区	C	落 惜敗率90%
名簿による届出候補者(比例代表選挙)		
届出時の順位	氏名	当選順位
1	甲	①
重複 立候補 (同一順位)	2 A	—
	2 B 惜敗率80%	3
	2 C 惜敗率90%	②
5	乙	4

このようなケースの場合、この政党の比例代表選挙の当選人は、次のように決定されます。

- ①まず、名簿登録順位第1位の甲が当選人となります。
- ②名簿には第2位に同順位としてA、B、Cの3人が登録されていますが、小選挙区選挙で当選したAは、小選挙区の当選が優先され比例代表選挙の名簿に登録されていないものとみなされ
- ③次に惜敗率によりB、Cの当選人となるべき順位を決めます。惜敗率はBが80パーセント、Cが90パーセントですから、当選人となる順位はCが第2位、Bが第3位となります。
- ④この政党は2議席を獲得しましたので、Cがもう1人の当選人となります。

## これだけは知っておきたい 投票の知識

○転入、転出届を忘れると  
投票できなくなります

投票するためには、居住地の市町村の選挙人名簿に登録されていることが必要です。この名簿に登録されるためには、同一市町村に引き続き三カ月以上住んでいるこ

とが必要で、住民基本台帳の住所と実際の居住地が異なる場合はいづれでも投票できません。居住地を移動した場合は必ず転入、転出の届け出をしましょう。

○不在者投票とは？

選挙の投票は、正当な理由(旅

行、出張、出稼ぎ、入院など)があれば、投票日前でも投票(不在者投票)ができます。不在者投票は投票日の前日までの間、住所地または滞在地の選挙管理委員会で行うことができます。事前に必要な手続きがありますので、詳しくは市選挙管理委員会へお尋ねください。

○入場券をなくしても  
投票できます

投票所入場券は、投票するかたが本人であることを確認するため交付するものです。入場券を紛失した場合であっても、選挙人名簿に登録されていることが確認できれば投票できます。入場券がないからと棄権することなく、市選挙管理委員会が投票所へ申し出てくだ

一部投票所が変わります

投票所の会場が一部変わります。入場券の投票所の欄をよく見て、間違えないように投票しましょう。

▽変更する投票所

- 清水投票所 (旧)アルティ清水ビル
- 女関ホール (新)秋田桂城短大
- 正面玄関ホール

区市選挙管理委員会

☎49-3111(内線297)